

令和2年度 兵庫支部事業計画（案）

主要事項〈抜粋〉

【基盤的保険者機能 関係】

1. 業務グループ° P.3～P.5
2. レセプトグループ° P.6～P.7

【戦略的保険者機能 関係】

3. 保健グループ° P.8～P.10
4. 企画グループ° P.11～P.13

【組織・運営体制 関係】

5. 総務グループ° P.14

令和2年度 業務グループ事業計画（案）

■事業計画 <取組内容・目標>

○サービス水準の向上

- お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。
- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

■令和2年度KPI

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92.0%以上とする

■左記に至る背景・事業の現状等

■平成30年度お客様満足度調査の結果

総合満足度（窓口）96.3%（兵庫支部） < 97.6%（全国平均）
（架電）62.0%（兵庫支部） < 63.6%（全国平均）
☞全国平均を下回っている

■平成30年度サービススタンダード達成率*

*現金給付における申請受付から10日以内の支給割合

100%（兵庫支部） > 99.99%（全国平均）
☞10日以内にすべて支給している

■平成30年度現金給付等の申請に係る郵送化率

88.3%（兵庫支部） < 89.3%（全国平均）
☞全国平均を下回っている

参考：平成31年4月～令和元年10月

89.5%と対前年同月（88.6%）から0.9%上昇

■事業計画達成に向けた具体的な施策

<お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上>

◆平成30年度窓口・架電調査結果をもとに下記の点に着手し、お客様満足度の向上を図る。

優先的改善すべき点 ☞ 電話対応 ⇒ ①あいさつ、②声のトーン、③言葉づかい

取組み事項 ☞ （窓口）お客様アンケート（支部独自様式）を実施する。（半期ごと）
（電話）セルフチェックシート（支部独自様式）を作成・利用した自主点検を実施する。（4半期ごと）
電話機の録音機能を活用した、自身の電話対応の振り返りを実施する。（4半期ごと）

<サービススタンダードの達成>

◆傷病手当金等の現金給付の申請書受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10営業日）を遵守するため、進捗状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。

<現金給付等の申請に係る郵送化率の向上>

- ◆申請書と案内文書・返信用封筒をセットした「任意継続セット」「限度額セット」を作製のうえ積極的な配布、HPからのダウンロードの推奨など、加入者が申請書を手に取りやすい環境を整える。【資料4_P5_⑧】
- ◆広報誌や研修会を活用し、申請書等の郵送化にかかる周知・広報を実施する。

令和2年度 業務グループ事業計画（案）

■事業計画 <取組内容・目標>

○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

■令和2年度KPI

- 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。

■事業計画達成に向けた具体的な施策

<<加入者に対する文書照会>>

- ◆多部位、頻回施術および長期施術の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。

<<適正受診の啓発>>

- ◆適正な受療につなげることでの受療者（患者）の理解不足による不適正な受療の減少及び柔道整復施術療養費に係る給付費の低減を図る。

①受療者（加入者）に向けての啓発

- ☆多部位、頻回受診の受療者等に対する適正受診の普及を目的とした啓発文書の送付。【資料4_P4_⑤】
- ☆柔整審査会に参加している団体への「柔整ガイド」*の配布。【資料4_P5_⑧】

*柔道整復施術の仕組みや接骨院・整骨院への正しいかかり方などを掲載した冊子

■左記に至る背景・事業の現状等

- 柔道整復施術療養費は、全国的に年々減少傾向にあるが、兵庫支部における支給額は、全国に占める加入者の割合に対し、高い傾向である。また、3部位以上の負傷の施術による申請書件数は、大幅に全国平均を上回っている状況である。

■全国における兵庫支部の加入者数、支給額の割合

	加入者数(千人)			支給額(百万円)		
	兵庫	全国	割合	兵庫	全国	割合
28年度	1,468	38,071	3.9%	3,003	67,435	4.5%
29年度	1,495	38,930	3.8%	2,980	66,741	4.5%
30年度	1,504	39,400	3.8%	2,897	65,843	4.4%

■請求部位数・日数の状況

	3部位以上負傷の施術			ひと月15日以上 <small>の施術</small>			3部位以上負傷かつ15日以上 <small>の施術</small>		
	件数	請求割合	(全国平均)	件数	請求割合	(全国平均)	件数	請求割合	(全国平均)
28年度	253,114	36.7%	24.8%	14,067	2.0%	3.1%	8,898	1.3%	1.5%
29年度	240,299	34.7%	23.2%	13,008	1.9%	2.9%	8,322	1.2%	1.3%
30年度	227,856	33.4%	22.3%	11,785	1.7%	2.7%	7,253	1.1%	1.2%
元年度 (8月末現在)	91,733	32.3%	21.5%	4,544	1.6%	2.7%	2,720	1.0%	1.2%

令和2年度 業務グループ事業計画（案）

■事業計画 <取組内容・目標>

○限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主、健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報、地域の医療機関に申請書を配置するなど利用促進を図る。

■令和2年度KPI

- 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合を 88.8%以上とする。

■左記に至る背景・事業の現状等

■高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合（KPI）

平成30年度 85.3%（兵庫支部） > 81.3%（全国平均）

令和元年度* 87.8%（兵庫支部） > 81.1%（全国平均）
*令和元年8月末現在

■限度額適用認定申請書の設置状況*

*平成31年4月～令和元年12月までに申請書送付依頼があった件数

- ・ 設置医療機関数 114医療機関

■事業計画達成に向けた具体的な施策

《限度額適用認定証の周知・広報》

- ◆ 申請書一体型のリーフレットと返信用封筒をセットした「限度額セット」を作製し、医療機関等に周知および設置依頼を積極的に行う。【資料4_P5_⑧】
- ◆ 各種研修会や医療機関向けの説明会、支部全職員で行っている事業所訪問等、あらゆる機会を活用し、制度周知を行う。
- ◆ 健康保険委員向け広報誌への掲載やメールマガジン等の広報媒体を利用し、事業主や加入者へ幅広く広報を行う。

《申請書の設置場所の拡大》

- ◆ 医療機関の限度額適用認定証の利用状況を分析し、申請書設置医療機関の拡大を図る。

令和2年度 レセプトグループ事業計画（案）

■事業計画 <取組内容・目標>

○効果的なレセプト点検の推進

- ・医療費の適正化を図るために、システムを活用した効果的なレセプト点検を実施する。
- 【資格点検】
 - ・医療機関照会など、資格点検結果の確認を徹底し、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。
- 【外傷点検】
 - ・負傷原因照会など、外傷点検結果の確認を徹底する。また、損害賠償金請求について、加害者や損保会社に対し早期の折衝を実施する。
- 【内容点検】
 - ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、効果的なレセプト点検を実施し、査定結果の分析や勉強会などで、更なる点検員のスキルアップを図る。

■令和2年度 KPI

- 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率^(※)について対前年度以上とする。

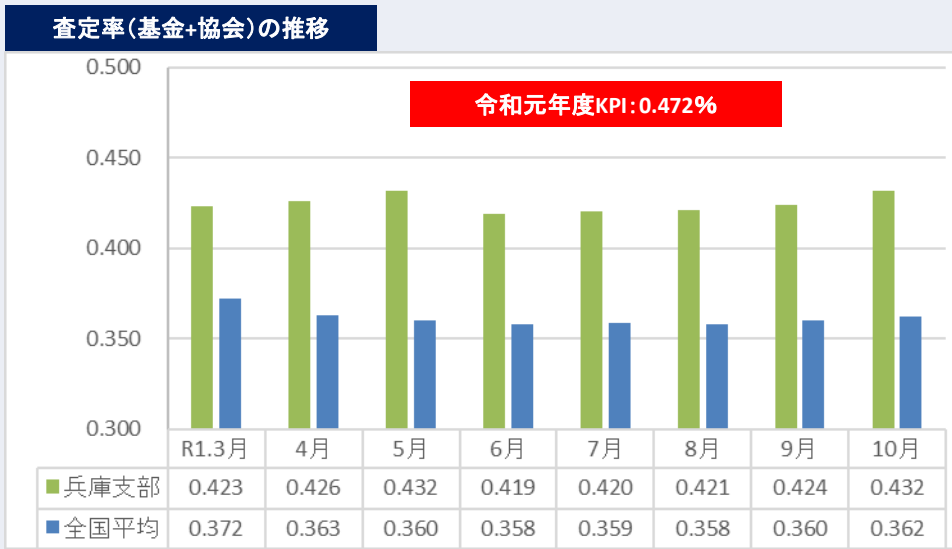
(※)査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額

■左記に至る背景・事業の現状等

■令和元年度 KPI

(社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする)

- レセプト点検の査定率 0.472%
 - (兵庫支部10月現在0.432%)
 - (全国平均10月現在0.362%)



■事業計画達成に向けた具体的な施策

○効果的なレセプト点検の推進

- 【外傷点検】
 - ①求償案件の進捗管理を強化し、効率的な求償事務を行い、求償件数の拡大を図ることにより、効果額向上に結びつけていく。
 - ②医療機関事務担当者への健康保険事務説明会の開催、及び、第三者行為の制度周知ポスター広報、負傷原因届の医療機関設置による届出促進、提出期間の短縮を図る。【資料4_P4_⑥⑦】
- 【内容点検】
 - ①再審査結果の集計ツールを活用し、個々の点検員の診療項目ごとの得意・不得意分野を把握する。
 - ②指導点検員による、後追い点検や質問会(勉強会)で手法の展開を図り、新人点検員のスキルアップに繋げる。
 - ③支払基金と連携し、互いの効率化や審査精度の向上のため、定期的に支払基金との協議を実施する。

令和2年度 レプトグループ事業計画（案）

■事業計画 <取組内容・目標>

(1) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化
 保険証回収強化のため、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽより保険証未回収者に対する返納催告を確実に実施するとともに、事業所に対して、資格喪失届への保険証同時添付について日本年金機構と連携して周知を行う。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

(2) 債権管理回収業務の推進
 債権回収強化のため、文書・電話による催告を早期に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■令和2年度 KPI

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**95.0%以上**とする。
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度以上**とする。
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を**対前年度以下**とする。

■事業計画達成に向けた具体的な施策

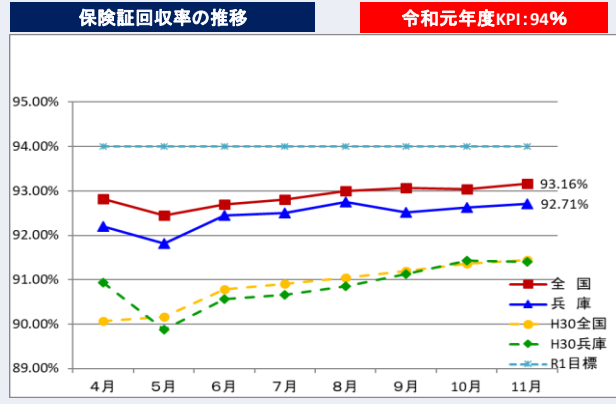
(1) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化
 ① 保険証催告期間の短縮や事業主等への勧奨など、新たな施策を検討、実施する。
 ② 保険証回収率の低い事業所に対し、計画的に訪問し保険証回収の徹底を依頼する。
 ③ 日本年金機構と連携し、催告の実施方法等を模索し、早期回収を図る。

(2) 債権管理回収業務の推進
 ① 債権早期催告を確実に実施し、交渉が長期化しないよう早期解決を図り、回収率の向上に努める。
 ② 弁護士催告実施後、未納者に対し、法的措置を実施する。
 ③ 過年度債権にかかる対策として、色付封筒を使用した催告など、債務者の反応を促すような新たな催告方法を検討、実施する。
 ④ 保険者間調整、弁護士名催告などの効果的な活用方法を検討し、回収率の向上に努める。

■左記に至る背景・事業の現状等

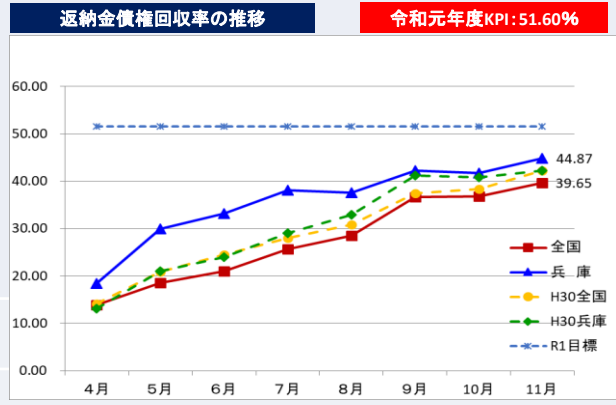
■保険証回収率の推移

① R元年度KPI: **94%**
 (兵庫支部11月現在92.71%)
 (全国平均11月現在93.16%)



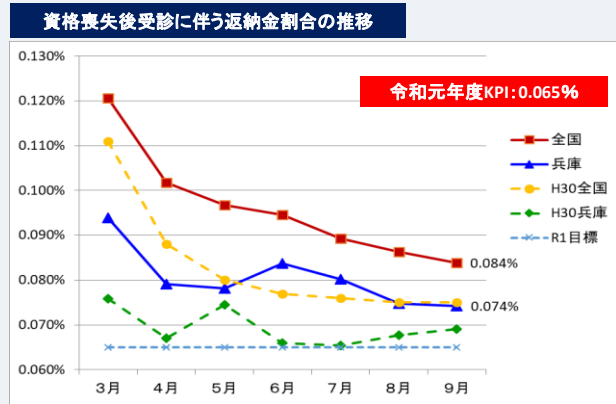
■返納金債権回収率の推移

② R元年度KPI: **51.60%**
 (兵庫支部11月現在44.87%)
 (全国平均11月現在39.65%)



■資格喪失後受診に伴う返納金割合の推移

③ R元年度KPI: **0.065%**
 (兵庫支部9月現在0.074%)
 (全国平均9月現在0.084%)



■事業計画 <取組内容・目標>

■特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 (令和2年度KPI 55.0%)

- 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:590,241人)
 - ①生活習慣病予防健診 受診率**57.8%**(受診見込者数:341,159人)
 - ②事業者健診データ 取得率 **5.9%**(取得見込者数:34,824人)
- 被扶養者(40歳以上)(受診対象者数:176,672人)
 - ③特定健康診査 受診率**26.0%**(受診見込者数:45,935人)

■左記に至る背景・事業の現状等

■背景

健診受診率	平成30年度実績		令和元年度KPI	
	兵庫	全国	兵庫	10月実績
①生活習慣病予防健診	52.7%	50.9%	56.0%	34.5%
②事業者健診	2.5%	7.1%	5.8%	1.9%
③被扶養者の特定健診	23.7%	24.4%	25.1%	13.2%

■下期の展望

- ①生活習慣病予防健診
 - ・個人宅へ受診勧奨DMを送付(約9.7万件)
 - ・協会主催出張健診を10地域で企画し圧着DMを送付(約1.8万件)
- ③被扶養者の特定健康診査
 - ・無料集団健診の受診勧奨DMを送付(約13万件)
 - ・商業施設における無料集団健診のDMを送付(約1.8万件)

■事業計画達成に向けた具体的な施策

- ①生活習慣病予防健診
 - ・行動に至るきっかけの提供を目的とした行動経済学「ナッジ理論」の活用等により、広報の充実を図る。
 - ・被保険者個人への受診勧奨について、対象地域を拡大して実施する。【資料4_P6_⑬】
 - ・協会主催出張健診について、受診機会が少ない地域やGISから導き出した未受診者密集地域での重点実施及びその拡大を図る。【資料4_P6_⑭】
 - ・生活習慣病予防健診未利用事業所に対して、利用促進リーフレットを作成・送付し、利用拡大を図る。【資料4_P6_⑯】
 - ・新規適用事業所に対する受診勧奨を外部委託にて迅速かつ効果的に実施する。【資料4_P7_⑱】
 - ・インセンティブを活用し、健診実施機関による受診勧奨を効果的に実施する。【資料4_P7_㉓】
- ②事業者健診データ取得
 - ・勧奨業務を外部委託にて効果・効率的に実施する。【資料4_P6_⑰】
 - ・データ提供不可事業所に対して、生活習慣病予防健診への切り替え勧奨を行う。【資料4_P7_⑱】
 - ・経済三団体と連携し、データ取得に係る広報を行う。
- ③被扶養者の特定健康診査
 - ・年度途中加入者に対する受診券送付を外部委託にて迅速かつ効果的に実施する。【資料4_P7_⑳】
 - ・県・市町と連携し、特定健診とがん検診の同時実施体制を拡大させ、同時受診による利便性を広報する。【資料4_P7_㉑】
 - ・無料集団健診の実施地域及び商業施設における無料集団健診の実施日程拡大を図る。【資料4_P7_⑲⑳㉒】

令和2年度 保健グループ事業計画（案）

■事業計画 <取組内容・目標>

■特定保健指導の実施率の向上（令和2年度KPI 20.6%）

- 被保険者（特定保健指導対象者数：75,573人）
 - 特定保健指導実施率 **21.3%**（実施見込者数：16,099人）（内訳）
 - 協会保健師実施分 **12.3%**（実施見込者数：9,297人）
 - アウトソーシング分 **9.0%**（実施見込者数：6,802人）

- 被扶養者（特定保健指導対象者数：3,904人）
 - 特定保健指導実施率 **7.0%**（受診見込者数：274人）

■事業計画達成に向けた具体的な施策

- 協会保健師実施分
 - ・行動に至るきっかけの提供を目的とした行動経済学「ナッジ理論」の活用等により、広報の充実を図る。
 - ・継続支援を専門機関へ外部委託することにより、初回面談の増加及び継続率の向上を図る。
 - ・**事業所への勧奨業務を一部外部委託し、効率よく初回面談を実施する。【資料4_P10_⑳】**
 - ・**会場来所型・支部来所型特定保健指導の拡大及び一部地域については外部委託により利用機会拡大を図る。【資料4_P10_㉒㉓】**
 - ・**事業者健診データ取得事業所への勧奨を強化し、利用者の拡大を図る。**
 - ・大規模事業所を中心に、特定保健指導利用促進に向けた訪問勧奨を行う。
 - ・健診前ヘルスアップ促進事業における特定保健指導希望者を確実に実施へ結び付ける。
- アウトソーシング分
 - ・生活習慣病予防健診実施機関との新規契約を推進し、外部委託機関数の増加を図る。
 - ・**外部委託機関へ好事例を展開する等により、健診当日における初回面談実施を推進する。**
 - ・インセンティブを活用し、外部委託機関による利用勧奨を効果的に実施する。【資料4_P10_㉑】
 - ・支部保健師と委託先保健師との合同研修・意見交換会を実施することにより、保健指導者のスキルアップを図る。
- 被扶養者
 - ・**健診機関との個別契約を進め、集団健診当日における初回面談実施を推進する。**
 - ・市町と連携し、利用機会の拡大を図る。

■左記に至る背景・事業の現状等

■背景

特定保健指導実施率	平成30年度実績		令和元年度KPI	
	兵庫	全国	兵庫	10月実績
被保険者	12.9%	16.6%	19.0%	8.8%
（内訳）	協会実施	10.3%	10.0%	5.9%
	委託実施	2.6%	9.0%	2.9%
被扶養者	3.9%	5.4%	6.0%	3.3%

■下期の展望

- 被保険者
 - ・**県北地域（豊岡市・美方郡）の会場来所型指導を実施**
 - ・**事業者健診データ取得事業所に対する勧奨を強化**
- 被扶養者
 - ・**集団健診当日に特定保健指導初回面談の実施体制を強化**

■事業計画 <取組内容・目標>

■重症化予防対策の推進

(1)未治療者に対する受診勧奨の実施

- 【支部】0次勧奨 →健診受診から3か月後に実施
- 【本部】1次勧奨 →健診受診から6か月後に実施
- 【支部】2次勧奨
→本部からの1次勧奨実施後、電話による受診勧奨を実施

◇令和2年度KPI

受診勧奨後3カ月以内に医療機関を受診した者の割合を**12.9%**以上とする。

(2)糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ①糖尿病受診者に対する重症化予防プログラムの実施
- ②糖尿病治療中断者への受診勧奨の実施
- ③専門医のアドバイスを受けながら、医療機関を含む関係団体等と連携した事業を検討する。

■左記に至る背景・事業の現状等

○未治療者に対する受診勧奨の実績

	一次勧奨 発送数	うち、 二次勧奨 対象者数	一次勧奨後 3か月以内 受診者数 (率)	一次勧奨後 6か月以内 受診者数 (率)
平成28年度 健診受診者	13,021人	3,308人	1,391人 (10.7%)	2,075人 (15.9%)
平成29年度 健診受診者	13,425人	3,431人	1,290人 (9.6%)	2,016人 (15.0%)
平成30年度 健診受診者 (4月～9月)	6,721人	1,691人	706人 (10.5%)	—

令和元年度KPI: **12.0%**

【課題】

- ・ 未治療者の中には病識の低い人も多く、正しい知識を得てもらう必要がある。
- ・ 本部からの受診勧奨通知が健診受診6か月後に発送されるため、健康に対する意識が薄れてしまっている。

■事業計画達成に向けた具体的な施策

(1)未治療者に対する受診勧奨の実施

○健診受診後早期の未治療者受診勧奨(0次勧奨)【資料4_P13_④3】

本部からの一次勧奨よりも早期に、健診受診者の血圧または血糖値が要精検、要治療と判定された者を支部にて抽出し、健診受診後早期に受診勧奨を実施する。また、勧奨文書を手にとって読んでもらいやすい内容とする。

○保健師による電話受診勧奨(2次勧奨)

未治療者に対して、保健師による電話受診勧奨を実施する。

(2)糖尿病性腎症に係る重症化予防事業【資料4_P11_③7】

- ①糖尿病性腎症該当者に対し、6カ月間の重症化予防プログラムを実施する。
- ②糖尿病性腎症治療中断者に受診勧奨を実施する。

■事業計画 <取組内容・目標>

■コラボヘルスの推進

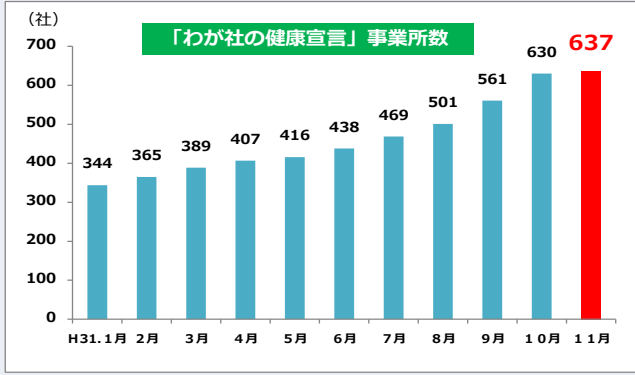
<主な取組内容>

1. 事業所健康診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。
2. 全職員による事業所訪問の実施
3. 宣言事業所に対するフォローアップの強化
4. 健康経営セミナーの開催
(優良法人取得の促進・好事例の共有)
5. 喫煙者に対する効果的な禁煙啓発の実施

■KPI設定なし

■左記に至る背景・事業の現状等

■わが社の健康宣言事業所数の推移



「わが社の健康宣言事業」とは？

事業所が自社の健康づくりの取り組み目標を社内外に宣言し、健康課題の解決に取り組む。その目標決定から実施までを協会けんぽ兵庫支部がサポートする事業です。

健康経営優良法人の認定事業所数

健康経営優良法人2018 認定事業所数	
大規模法人部門	1社
中小企業法人部門	30社

健康経営優良法人2019 認定事業所数	
大規模法人部門	4社
中小企業法人部門	117社

健康経営優良法人2020 認定事業所数	
2020年2月頃決定予定	

■事業計画達成に向けた具体的な施策

■わが社の健康宣言事業の拡大と質の向上【資料4_P12_⑳】

健康経営の普及・健康宣言事業所数の増加を目指し、全職員による事業所訪問を継続して行う。「事業所健康診断カルテ」や「健康宣言取組事例集」を勧奨ツールとして使用する。健康宣言された事業所の社内外への発信のため、健康宣言登録認定証、亚克力立てを事業所へ送付する。また、既に宣言されている事業所への定期的なフォローアップとして、ヒアリングシートを送付し、振り返りと取り組み目標の継続実施を促す。

■健康経営セミナーの実施【資料4_P12_㉑】

①健康経営セミナー（兵庫県健康づくりチャレンジ企業アワード表彰式）

兵庫県との共同開催により実施。健康経営セミナーの冒頭には兵庫県健康づくりチャレンジ企業アワード（健康づくりへの取り組みが優良な企業の表彰式）を実施する。セミナーでは外部講師による健康経営の講演を行い、事例発表・パネルディスカッションを実施し、普及啓発を図る。

②健康経営優良法人セミナー

経済団体等と協同し、健康経営優良法人2021の取得を目指したセミナーを県内数会場で開催する。

■健康講座の提供【資料4_P12_㉒】

健康宣言事業所に対するインセンティブ及び、特定保健指導の実施率向上のため、事業所従業員を対象にした健康講座を外部委託により実施する。事業所担当者が職員研修の一環として利用しやすいサービスの提供として継続して実施し、加入者のヘルスリテラシーに寄与する。

■事業計画 <取組内容・目標>

■ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

<主な取組内容>

1. 広報会議を活用した広報の実施
2. メールマガジンの登録者数の拡大
3. HP、メルマガ、納告同封チラシ等、広報物の内容の充実
4. 関係団体と連携した共同広報の実施
5. 健康保険委員研修会の開催・健康保険委員の委嘱拡大

■ 令和2年度 KPI

1. 広報活動における加入者理解率の平均について **対前年度以上**とする。
2. 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を**35.5%以上**とする。

「健康保険委員」カバー率とは？

健康保険委員が委嘱されている
事業所の被保険者数

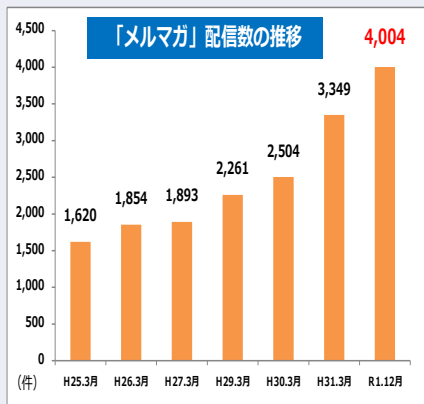
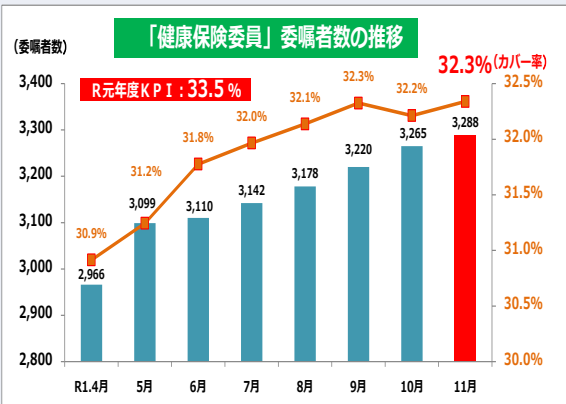
※ **カバー率** = $\frac{\text{健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数}}{\text{全被保険者数}}$

■左記に至る背景・事業の現状等

■理解度調査の結果について

項目	兵庫支部	47支部単純平均
分野①保険料	16.6 %	21.2 %
分野②健診・保健指導	40.8 %	44.9 %
分野③その他の協会けんぽの取組	48.1 %	50.1 %
分野④医療のかかり方	51.5 %	54.2 %
分野⑤現金給付	54.4 %	57.6 %
2019年度単純平均	42.3 %	45.6 %
2018年度単純平均	37.9 %	36.6 %

■健康保険委員の委嘱者数・メルマガの配信数の推移



■事業計画達成に向けた具体的な施策

■ 広報会議の活用・計画の策定【資料4_P5_⑧】

支部広報会議での各グループからの意見の集約、理解度調査の数値や各項目の認知率及び重要性を踏まえ、広報計画を策定し計画に基づいた適切な広報を実施する。

■ チラシ・ポスター等作成に係る年間デザイナー契約【資料4_P5_⑨】

各広報誌や事業ごとにチラシ等の作成を行っているが、担当者の人事異動等により一貫したデザインでの加入者広報ができておらず、支部として広報・意見発信力が不足している。そのため、デザイナーと年間契約をすることで、デザイン校正の時間を短縮し通常業務の効率化を図る一方で、統一されたデザインにより加入者への訴求力を向上させる。

■ 健康保険委員の委嘱数の拡大

健康保険委員の活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌の充実を図り、情報をよりわかりやすく伝える。また、委嘱拡大に向けて、他支部の好事例を参考に委嘱勧奨に取り組む。

■事業計画 <取組内容・目標>

■ジェネリック医薬品の使用促進

<主な取組内容>

1. 加入者に対するジェネリック医薬品軽減額通知の送付
2. ジェネリックカルテやデータブックで取り組むべき課題を把握
3. 医療機関・調剤薬局向け見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。（医療機関・薬局への訪問等）
4. 県内調剤薬局への「医薬品実績リスト」の送付【資料4_P4_②】
5. ジェネリックセミナーの開催

■令和2年度 KPI

ジェネリック医薬品使用割合（医科・DPC・調剤・歯科）を **80.0%以上**とする。

■医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

<主な取組内容>

1. 県の医療審議会保健医療計画部会、地域医療構想調整会議等において積極的な意見発信を行う。
2. 医療費データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

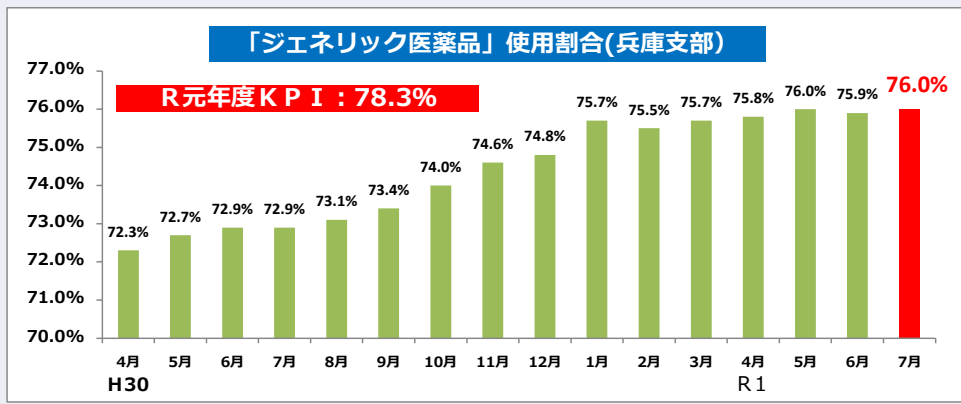
■令和2年度 KPI

1. 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を **100%**とする。
2. 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

■左記に至る背景・事業の現状等

■背景

国が掲げたジェネリック医薬品の目標である「令和2年9月までに後発医薬品の使用割合を80%とする」の達成を目指す。



「地域医療構想」の目的（厚労省資料より）

- ・ 2025年は団塊の世代の方が75歳になる年
→医療・介護需要が最大化
- ・ 高齢者人口の増加には大きな地域差
→地域によって高齢者人口の減少がすでに開始
- ・ 医療の機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期まで患者が状態に見合った病床で、状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を作ることが必要。

「地域医療構想調整会議」について

地域医療調整会議の参加構成は、地元都市医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会支部・医療機関・保険者・市町・消防となっており、圏域ごとで開催されます。協会けんぽ兵庫支部をはじめとする被用者保険者は、兵庫県の**10圏域**（①神戸 ②阪神南 ③阪神北 ④東播磨 ⑤北播磨 ⑥中播磨 ⑦西播磨 ⑧但馬 ⑨丹波 ⑩淡路）のすべての会議に参加しています。

■事業計画 <取組内容・目標>

保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、OJTを中心に捉えた各種研修の充実により、自ら育ち組織を変えていける人材を育成する。

【主な重点施策】

- ◆ 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
 - ◆ OJTを中心とした人材育成
 - ◆ コンプライアンスの徹底
 - ◆ 個人情報保護等に対するリスク管理
 - ◆ 費用対効果を踏まえたコスト削減等
- 令和2年度KPI:** 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。

■左記に至る背景・事業の現状等

基盤的保険者機能を盤石なものとし、戦略的保険者機能の発揮を確実なものとしていくためには機能を支える組織・運営体制を強化していくことが不可欠。適材適所の人員配置や人材育成、組織活性化のため、研修などを通して職員としての基盤形成や職場定着を図っていくことが必要である。

- 支部内研修
 - ・必須研修6科目、独自研修1科目
 - ・採用3年目までの職員を対象とした重点的育成(ジョブローテーション実施)
- コンプライアンス委員会の毎月開催
- 個人情報保護管理委員会の定期的開催、セキュリティ研修の実施
- 一般競争入札に占める一者応札案件の割合(令和元年上半期): 18.2%(対前年度19.0%)

■事業計画達成に向けた具体的な施策

- (1)OJTを中心とした人材育成
 - ①本部主催研修(階層別研修、業務別研修、テーマ別研修)に出席し、担当部署・担当者に対して研修内容を共有する。
 - ②支部内研修では、必須研修のほか、支部独自研修を実施。
 - ③通信講座の積極的活用。
 - ④新規採用職員や経験の浅い職員に対し、計画的かつ継続的なOJT研修を実施。
- (2)コンプライアンスの徹底
 - ①コンプライアンス委員会の定期的な開催。
 - ②ハラスメント発生時における対処方法の習得。(初動対応、事実確認方法等)
- (3)個人情報保護等に対するリスク管理
 - ①個人情報保護管理委員会の定期的な開催、セキュリティの自己点検の実施
 - ②大規模災害への対応として、危機管理能力向上のための研修を実施
- (4)費用対効果を踏まえたコスト削減等
 - ①一者応札案件の減少に努めるため、参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。一者応札となった案件については、アンケート調査等を通じて改善につなげる。